

## 奄美群島物産コーディネーター―伴走型支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、奄美群島において特産品を製造販売している事業者又は新たに製造販売を行う事業者（以下「特産品事業者」という。）の抱えている課題を解消するために、奄美群島の物産コーディネーターが伴走型の支援（以下「支援という。」）を行い、特産品事業者の販路拡大等の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、支援とは、第4条の規定に基づく支援事業者の課題を解決するために、資金計画、新商品開発、価格設定、パッケージ作成、販路拡大方法、HACCP等に対する助言、提案、事例・補助金紹介及び商工会若しくは商工会議所へ紹介することをいい、提案等で生じる費用については対象としない。

2 特産品事業者を対象として、前項の内容に関する研修会の実施についても支援に含まれるものとする。

### (支援希望事業者)

第3条 支援を希望する特産品事業者は、期間内に「伴走型支援事業ヒアリングシート（様式1）」（以下「ヒアリングシート」という。）を提出する。

2 前項の期間については、奄美群島観光物産協会代表理事（以下「代表理事という。」）が別に定める。

### (支援事業者の決定)

第4条 代表理事は、提出されたヒアリングシートの内容を審査し、支援が必要と認められる特産品事業者を支援事業者と決定し、「伴走型支援決定通知書（様式2）」を交付する。

### (支援方法)

第5条 支援事業者の担当物産コーディネーターは、事業者を訪問し、課題を解消するために「活動計画書兼支援計画書（様式3）」を作成し、計画に基づき必要な支援を行う。

2 計画後に支援を行った日の内容については、「委託業務日誌（様式4）」により整理するものとする。

### (終了届の提出)

第6条 支援が終了した支援事業者は、「伴走型支援事業終了届（様式5）」を代表理事に提出するものとする。

### (実績報告書の提出)

第7条 支援事業者の支援を行った物産コーディネーターは、取組実績や支援方法等の実績については、委託業務日誌（様式4）及び「伴走型支援事業実績報告書（様式6）」により代表理事へ報告するものとする。

### (委託料の請求)

第8条 実績報告を行った物産コーディネータは、代表理事から交付される「伴走型支援事業実績額決定書（様式7）」に基づき、「請求書（様式8）」の様式で委託料を請求するものとする。

付則

この要領は、令和4年9月28日から施行する。